

令和5年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年2月22日（水）午前10時00から11時00分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第4号 非農地証明願について

第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 タブレット型端末機に関する運用基準について

第6 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 安藤 潮

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和5年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。欠席の連絡がありましたのは5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番 宮川利重委員、6番 小笠原正委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、会議資料1ページをご覧ください。議案第4号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、2月13日に担当委員の宮川利重委員と事務局永野、安藤で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地はすくなくとも平成24年以降、耕作されておらず、現在は山林化しております。また、所有者は高齢のため、今後も農地として管理することは困難であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

はい、3番の宮川利重です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第5号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、10ページをご覧ください。議案第5号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で、申請理由は売買です。登記地目は田で、現況地目は畑となっており、面積は40㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月15日に譲受人立会いのもと、担当委員の小笠原正委員と事務局永野、安藤で現地を確認して参りました。

お手元の資料26ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、19ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は、14ページにもありますとおり、申請農地を含めまして3,801㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地の隣地を所有し、長年に渡り農業に従

事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月15日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第5号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

〔小笠原正委員〕

はい、6番の小笠原正です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は長年、申請地の近隣で野菜の栽培を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第6号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、議案第6号については、農地法第5条の農地の転用案件となっております。農地転用案件は都道府県知事の許可が必要となっており、農業委員会の意見書を付して高知県に進達する必要がございますので、ご審議をよろしく申し上げます。

それでは説明に入ります。資料は27ページからをご覧ください。申請地は大豊町[REDACTED]の1筆で、工事の仮設ヤードとしての利用による一時転用です。詳細としましては、高知自動車道橋梁の耐震補強工事のため、当該申請地において工事車両の駐車場及び資材仮置き建設作業場を設けるためとのことです。

申請農地の地目は登記、現況ともに畑となっており、貸付人、借受人は記載のとおりです。農地面積は479㎡となっており、その内転用面積は250㎡です。

2月13日に申請代理人立会いのもと、担当委員の宮川利重委員と事務局永野、安藤で現地を確認して参りました。

次に、本委員会から高知県に提出する意見書の農地転用に関する許可基準からみた意見の項目について審議いたします。資料は56ページとなります。

まず、1項の農地の区分と転用目的ですが、当該農地は第2種農地です。建設作業場の設置にあたり、候補地として申請地が適地であると判断し、適当と考えます。

第2項の資力及び信用については、資料53ページにあります残高証明書において、資力について問題ないと判断いたしました。

第3項については該当ありません。

第4項の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画性は妥当と考え、問題なしと考えます。

第5項の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、申請地に侵入する際の県道の専有部分についても、申請者が県の担当部署と協議を同時に行っており、問題ありません。

第6項の農地以外の土地の利用の見込みは該当ありません。

第7項の計画面積の妥当性については、今回の転用申請地は必要最低限の面積となっており、妥当と考えます。

第8項宅地の造成のみを目的とする場合については、該当しません。

第9項の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、問題ありません。

第10項については、事業計画書にありますとおり、一時転用として妥当であると考えます。

第11項の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況は、該当ありません。

都市計画法との関係については、本町はすべての土地が都市計画区域外となっております。

農業振興地域整備計画との関係については、申請地は農業振興地域外ですので、農用地区域にも含まれておりません。

以上、許可要件に関して問題はないと考えます。この旨意見書を作成し、県に併せて進達してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第6号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、現地確認を行った結果、周囲の状況を踏まえて、今回の申請は妥当なものであると考えます。

また、農地法第5条の意見書について異論はなく、県に進達しても問題ないと考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第5、タブレット型端末機に関する運用基準について、事務局に説明を求

めます。

〔事務局書記〕

はい、会議資料の58ページから64ページをご覧ください。

本年度から導入を開始します、農業委員会サポートシステムと紐づけられたタブレット型端末につきまして、納品が完了しましたので、3月から利用最適化推進委員用4名に貸与する運びとなりました。つきましては、その運用基準案を作成しましたので、ご確認いただき、ご意見をいただければと思います。

本日の総会にて承認いただけたら、3月からタブレット型端末の運用を開始したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。こちらの運用基準について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

農業委員会サポートシステムでは農家の個人情報について扱うことも多いが、セキュリティ面での安全性は確保されているのか。

〔事務局書記〕

仕様上、農地台帳に記載されている農地の所有者や耕作者の情報等を取り扱うことになるため、タブレット本体の管理やパスワードの取り扱い等、貸与された利用最適化推進委員には運用基準を遵守したうえでの活用をお願いしていく。

〔議長〕

大豊町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第6、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、会議資料は65～68ページとなります。

平成31年1月25日付で作成した、大豊町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直し案につきまして、第1回総会でご意見をいただきました箇所を修正したものとなっております。なお、修正箇所は赤字でお示ししております。

主な修正箇所は、67ページの中断あたり、【参考】担い手の育成・確保の表について、ご指摘のありましたとおり、現状に即した目標値に修正しております。

見直し案は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

本件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。

（協議）

発言がないようですので、採決をいたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員（賛成多数）ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第7その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

○次回3月総会の日程について

3月22日（水）16時からを予定

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 3番 _____

署名委員 6番 _____